

平成 20 年 2 月 25 日

各 位

会社名 アンジェス MG 株式会社  
代表者 代表取締役社長 山田 英  
(コード番号 4563 東証マザーズ)  
問い合わせ先 経営企画部長 林 毅俊  
電話番号 03-5730-2480

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関し、下記のとおり、平成 20 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、現行定款第 20 条(取締役の任期)第 1 項に定める取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (2) 取締役会の招集権者および議長を代表取締役社長とする旨を現行定款第 21 条(取締役会の招集権者及び議長)に定めておりますが、その資格制限について、取締役会の機関運営に柔軟性を持たせるため、取締役会で定めた取締役が招集権者および議長となる旨へ変更をしようとするものであります。

#### 2. 日 程

- ・定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 3 月 28 日(金曜日)
- ・定款変更の効力発生日 平成 20 年 3 月 28 日(金曜日)

#### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 20 条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (2)補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。	第 20 条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長)  取締役会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2) 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長)  取締役会は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>

以上